

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パプアニュー ギニア	アロタウ市場及び水産設備改修計画のための贈与に関する日本 国政府とパプアニューギニア独 立国政府との間の交換公文	アロタウ市場及び水産設備改修計画を実施するために 必要な生産物及び役務の購入	1,169,000千円 H33.12.31まで	H29.3.27 ポートモ レスビー で (同日)	日本側 中嶋敏在 パプアニューギニア大使 リ ムベレンク・パト外務移民 大臣	H29.4.6 128号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。